

請求の変更の申立

平成28年5月24日

東京地方裁判所民事第37部 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川

隆太郎



同

小田川

綾音



同

高井

信也



同

中島

広勝



同

永里

桂太郎



同

細川

潔



同

本田

麻奈弥



同

山下

優子



同

渡邊

彰悟



原告は、被告に対する請求額を金880万円から金1100万円に拡張し、次のとおり請求の趣旨を変更する。

請求の趣旨の変更

- 1 被告は、原告に対し、金1100万円及び内金550万円に対する平成26年11月9日より支払い済みまで、内金330万円に対する平成27年6月10日より支払い済みまで、内金220万円に対する本書送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因の変更

- 1 基本的な請求原因は従前どおりである。
- 2 追加的な請求の原因

(1) はじめに

原告は、前回の請求の拡張の際に、「残念ながら、被告の名誉棄損行為は止むことはなく、その内容はさらにエスカレートしているように見える」と指摘した。

実際その後もこれまで請求の原因の柱となっていたナノ銀に関する名誉棄損行為等は継続しており止むことがない。これ自体についても請求の拡張を検討したが、前回期日に明らかにしたとおり、前回の請求の拡張までの行為を請求の原因とするにとどめ、その後の名誉棄損行為は事情とする旨を原告は明らかにした。

しかし、今般再び請求の拡張に至ったのは、これまで請求の原因として取り上げてきた内容とは全く質を異にする新たな名誉棄損行為がなされたからである。

(2) 「自己破産」の公表

被告は、原告が提出した甲132を用いて、平成28年4月10日の Facebook において、「板橋のホテル博士は研究器材の購入に1300万円もの私費をつかい自己破産したと主張しています。 #板橋区ホテル生態環境館 」(甲140)と書き込んだ。

また、「エムポリウム保育園でナノ銀除染が行われていた頃、経営母体が同じエ

ムポリウム幼稚園ではEM除染が行われていました。福島県を狙うニセ科学、早く消えてほしい。」との「KokyuHatuden」氏のツイッターでの書き込みに対して、「浅学俊郎」氏が「ナノ銀による放射線低減効果を発見した阿部宣男博士は福島県大熊町出身で、実家や親戚は震災で大きな被害を受けました。環境回復に役立てたいとの思いから自腹で除染実験に取り組みました。『福島県を狙うニセ科学』とは何を根拠にしているのでしょうか?」と書き込んだところ、被告は2016年5月18日に「『自腹で』というけれど、2011年8月には『自己破産した』と自分で言っている人にどうしてそんなお金があるのかしら?」（甲141）とも書き込んだ。

いずれも、原告にとって他人に知られたくない「自己破産」の事実を摘示しての名誉棄損行為であることはあまりにも明白である。

この原告の自己破産の事実は、たとえ甲132号証の事情聴取の中で触れられていたとしても、公然となっているものではなく¹、しかも、甲132を提出した趣旨とも無関係の事実であって、原告の自己破産の過去の事実を公けにすることに何らの公共性も公益性も見出すこともできず、到底許されない。また、かかる人の社会的信用にかかわる事実関係をいとも簡単に公けにできる被告の人間性も極めて問題であり、区議という次元でも信じられないし、市井の一市民の意識からもありえないことである。

また、あえて付言すれば、かかる被告の表現行為を被告代理人がこれまでまったく放置し続けていることも信じがたい。

3 損害について

以上のとおり、原告は被告の継続的な名誉毀損行為によって、さらなる損害を被っており、しかも、今回の表現行為はこれまでのものとまったく次元を異にする完全に私的な事項であって、原告は信じがたい思いでこの表現行為に接した。原告は

¹ なお、本事件の準備書面・証拠説明書・甲乙各号証はWebサイトに掲載されているが (<http://www.i-foe.org/h26wa29256/>)、これは被告が資料を提供しており、原告はこの資料開示には全く関与していない。

現在板橋区による懲戒処分の取り消しを求めて係争中であるが、自己破産はこの懲戒処分とも全く関係のない事項である。

自己破産という事実が社会的信用を損なう事実であることは明らかである。

また、自己破産という結果には様々な事情が原告にもあるが、その事情をまったく知らない被告にかかる事実に触れられることには、原告として強い憤りを禁じ得ない。

原告が今般の表現行為によって受けた損害ははかり知れないが、その損害は200万円をくだらない。そしてこの200万円の請求についても10%の弁護士費用が必要となるので、原告は追加的に220万円を拡張するものである。

以上